

デジタル課税の収支 OECDが新案

2019.10.7

売上高もとに各国配分

グローバルに事業を展開する企業への適切な課税に向け、経済協力開発機構（OECD）によるデジタル課税の枠組み案が分かった。国別の売上が高の割合に基づいて各国に利益への課税権を持たせる。新しい枠組みはIT（情報技術）をはじめ

すべてのグローバル企業を対象とし、事業展開の実態に合わせた課税をめざす。（説明記事の全文）

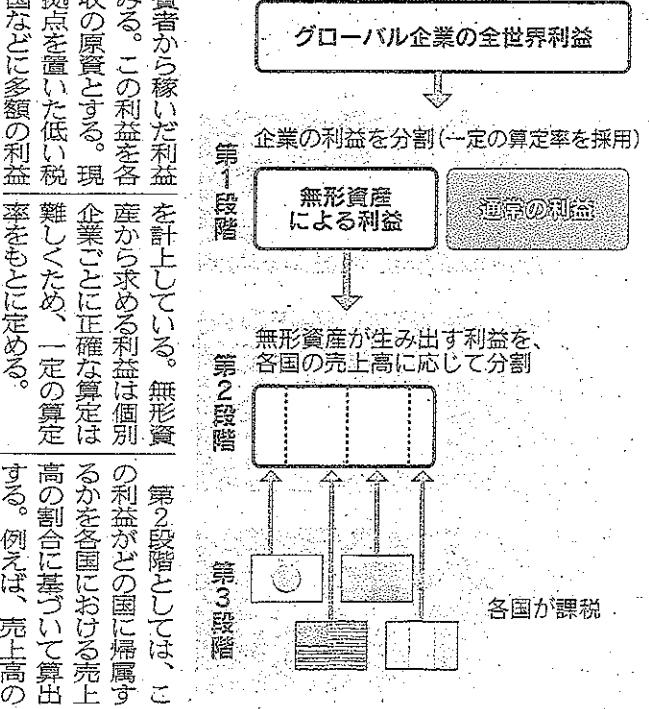
OECDは枠組み案を9日に公表し、17日から地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議に報告す

米国で開かれる20カ国・支店を持たなくとも、各支店を稼げるIT企業などにい

かに税金を納めさせるかに税金を納めさせるか企業の固定資産などからあがる一般的な

の消費者から稼いだ利益を計上していく。無形資産から求める利益は個別企業ごとに正確な算定は難しくため、一定の算定率の国などに多額の利益率をもとに定める。

新たな課税のイメージ



7割を米国、3割を日本で計上する企業の場合、同割合に基づいて利益を配分し、米国と日本が利益への課税権を持つ。企業が負担する法人税はある国で課すこととを基本としてきた。だが、デジタル企業は必ずしも拠点のある国・地域から売上高や利益を稼ぐわけでない。そうした企業への課税は各国による税収の取り合いの側面もあり、ルールへの国際的な合意が必要になつてい

る。無形資産がもたらす利益を切り分ける算定率や、各國の売上高の計算方法といった制度設計には課題が残る。企業の事業モデルによっても異なる検討する。国別に売上高を計算するのにもルールの調整が必要だ。

OECDは無形資産に着目して課税する米国案、IT企業に限って課税する英國案、データ収集などで課税する新興国案の3つを議論してきた。無形資産への課税は米国案が主導になつてこ